

平成23年第1回

福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年2月

福島県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

1	招集告示	1
2	招集年月日	1
3	招集の場所	2
4	会議の時刻	2
5	応招議員	2
6	不応招議員	2
7	出席議員	2
8	欠席議員	2
9	地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
10	議事日程	2
11	本日の会議に付議した事件	3
12	会議の経過	4
	（1）開会の宣告	4
	（2）諸般の報告	4
	（3）仮議席の指定	4
	（4）議席の指定	4
	（5）議席の一部変更	4
	（6）会議録署名議員の指名	4
	（7）会期の決定	5
	（8）承認第1号ないし第3号、議案第1号ないし第8号、 同意第1号ないし第3号の提出	5
	（9）提案理由の説明	5
	（10）一般質問	8
	（11）承認第1号の説明、採決	13
	（12）承認第2号の説明、採決	14
	（13）承認第3号の説明、採決	15
	（14）議案第1号の説明、採決	15
	（15）議案第2号の説明、採決	16
	（16）議案第3号の説明、採決	17
	（17）議案第4号の説明、採決	18
	（18）議案第5号の説明、採決	19
	（19）議案第6号の説明、採決	20
	（20）議案第7号の説明、採決	21
	（21）議案第8号の説明、採決	22
	（22）同意第1号の説明、採決	25
	（23）同意第2号の説明、採決	26
	（24）同意第3号の説明、採決	26
	（25）選挙管理委員及び補充員の選挙	27
	（26）閉会及び閉議の宣告	28

1 招集告示

福島県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成23年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年2月1日

福島県後期高齢者医療広域連合長 瀬戸孝則

- (1) 日時 平成23年2月23日(水)午後3時
- (2) 場所 福島テルサ 3階 「あぶくま」
- (3) 付議事件
 - ア 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - イ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - ウ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - エ 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - オ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - カ 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
 - キ 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について
 - ク 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
 - ケ 平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
 - コ 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
 - サ 平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
 - シ 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
 - ス 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
 - セ 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて

2 招集年月日

平成23年2月23日

3 招集の場所

福島テルサ 3階 「あぶくま」

4 会議の時刻

平成23年2月23日午後3時開会、午後4時30分閉会

5 応招議員

1番 原 正夫君	2番 渡辺 敬夫君	3番 山口 信也君
4番 仁志田昇司君	5番 竹内是俊君	6番 大樂勝弘君
7番 鈴木義孝君	8番 遠藤雄幸君	9番 田澤豊彦君
10番 山口 耕治君	11番 斎藤賢一君	12番 平田 武君
13番 佐藤喜三郎君	14番 関澤和人君	15番 大和田昭君
16番 坂本紀一君		

6 不応招議員

なし

7 出席議員

「5 応招議員」に同じ。

8 欠席議員

「6 不応招議員」に同じ。

9 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	瀬戸 孝則君	会計管理者	安倍 誠一君
事務局長	山内 芳夫君	事務局次長	佐藤 淳君
総務課長	山口 功君	業務課長	菊地 清寿君
資格管理係長	佐藤 浩二君	給付係長	高原 茂君

10 議事日程

日程第 1	諸般の報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	議席の一部変更
日程第 4	会議録署名議員の指名
日程第 5	会期の決定
日程第 6	承認第1号ないし第3号、議案第1号ないし第8号、同意第1号ないし第3号の提出
日程第 7	提案理由の説明

- 日程第 8 一般質問
- 日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例)
- 日程第 10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第 4 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 11 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第 5 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 12 議案第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 4 号 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 16 議案第 5 号 平成 22 年度後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 17 議案第 6 号 平成 22 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 18 議案第 7 号 平成 23 年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 19 議案第 8 号 平成 23 年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 20 同意第 1 号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて
- 日程第 21 同意第 2 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 日程第 22 同意第 3 号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて
- 日程第 23 選挙管理委員及び補充員の選挙

1 1 本日の会議に付議した事件

「10 議事日程」に同じ。

12 会議の経過

事務局次長（佐藤 淳君） 定刻となりましたので、ただいまより定例会を進めてまいりたいと思います。

それでは、田澤豊彦議長、よろしくお願いいたします。

(1) 開会の宣告

議長（田澤豊彦君） ただいま出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午後3時00分）

(2) 諸般の報告

議長（田澤豊彦君） 日程第1、諸般の報告を行います。

7月定例会以後に議員の異動がありましたので、報告します。

平成22年11月30日付で波多野広文君より辞職願が提出され、同日、これを許可しました。

これにより、平成22年12月15日告示の補欠選挙において、平田武君が当選されましたので報告します。

(3) 仮議席の指定

議長（田澤豊彦君） この際、議事の進行上、新議員の仮議席を指定します。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定します。

(4) 議席の指定

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、今回、補欠選挙において当選された平田武君の議席を11番に指定します。

(5) 議席の一部変更

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第3、議席の一部変更を議題とします。

お諮りいたします。

議席については、規約の議員選出区分ごとに市町村の建制順としておりますので、会議規則第4条第2項の規定により、お手もとに配布しております議席表のとおり変更したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議席表による新議席のとおり変更することに決定いたしました。

この際、議席の移動をお願いいたします。

11番平田議員が12番へ移動、12番齋藤議員が11番へ移動。

それでは、引き続き会議を進めます。

(6) 会議録署名議員の指名

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番仁志田昇司君、11番齋藤賢一君を指名します。

(7) 会期の決定

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第5、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手もとに配付しております議事日程のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

(8) 承認第1号ないし第3号、議案第1号ないし第8号、同意第1号ないし第3号の提出

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第6、承認第1号ないし第3号、議案第1号ないし第8号、同意第1号ないし第3号の提出を行います。

ただいま広域連合長から議案の提出がありました。議案は、先にお手もとに配付しておりましたので、ご了承願います。

(9) 提案理由の説明

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第7、提案理由の説明を行います。

承認第1号ないし第3号、議案第1号ないし第8号、同意第1号ないし第3号を一括して議題とします。

広域連合長より、提案理由の説明を求めます。

広域連合長(瀬戸孝則君) 本日ここに、平成23年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件でございますが、専決処分にかかる承認が3件、条例改正が4件、平成22年度各会計補正予算と平成23年度各会計予算が4件、また、同意案件が3件で、合わせて14件でございます。

提案理由を申し上げるに先立ちまして、後期高齢者医療制度に関して、広域連合長として制度運営に対する所信を申し上げ、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、後期高齢者医療制度は、施行から3年が経過いたしておりますが、この間、構成市町村のご協力はもとより、制度の様々な改善も図られるなど、本制度の運営は順調に推移しているものと考えております。

このような中、国においては、平成24年度で現行の後期高齢者医療制度を廃止し、平成25年度から新たな高齢者医療制度を創設するとの方針の下、高齢者医療制度改革会議において新たな高齢者医療制度に関する議論が重ねられ、昨年12月には「最終とりまとめ」が示されました。この間、本広域連合といたしましては、国に対し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通し、被保険者の皆様にとって持続可能な制度が創設されるよう要望してまいりました。

なお、この「最終とりまとめ」に対しましては、市町村国保の構造的な問題解決の議論や財源論の欠如など全国知事会が難色を示す一方、与党民主党内からも70歳から75歳未満の方々の一部負担金の増加等に対して慎重意見が出されるなど、

果たして当初に示されたスケジュールどおりに新制度が発足できるか、非常に危ぶまれている状況となっております。

いずれにしましても、本広域連合といたしましては、本制度が継続する間は被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、安定的な財政運営はもちろんのこと、被保険者の資格管理や給付事務など、引き続きしっかりと制度を運営していく所存でございます。

また、保険者としての機能強化に対応していくため、引き続き次の3点を重要な柱として取り組んでまいりたいと考えております。

1つ目は保険料の収納対策、2つ目は高齢者の健康づくりに対する取り組み、3つ目は医療費の適正化に対する取り組みであります。特に、医療費適正化の中のジェネリック医薬品使用促進事業につきましては、今年度、ジェネリック医薬品利用差額通知の発送を全国の広域連合に先駆けて実施いたしました。現在、その効果の検証を行っておりますが、その結果を踏まえ、医療費の上昇抑制につなげてまいりたいと考えております。また、保険料の収納対策、健康づくりにつきましても、構成市町村及び県、関係機関との連携をより一層深め、鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、予算編成について申し上げます。

まず、平成22年度の補正予算についてでございます。

一般会計補正予算につきましては、国の平成22年度補正において、平成23年度分の低所得者への保険料軽減分等が措置されたことから、臨時特例基金に積み立てを行うための補正増が主なものでございます。また、特別会計補正予算については、療養給付費の額が当初予算を下回る見込みのため減額補正をするものでございます。それに合わせて歳入についても、所要の補正をするものでございます。

次に、平成23年度の当初予算についてであります。

一般会計予算につきましては、歳入では構成市町村の共通経費負担金、歳出では広域連合事務費及び職員の人件費が主なものでありますが、事務の効率化に努め、共通経費の削減を図ったところでございます。

次に、特別会計予算につきましては、被保険者数の増加や医療の高度化による1人当たりの医療給付費の増加、電子レセプト化への対応、また、受診率向上のための健康診査事業の増額などを勘案したものとなっており、歳入についても所要の内容となっております。

平成23年度の財政運営につきましては、引き続き効率的かつ適正な執行に努めてまいりたいと考えているところでございます。慎重なるご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、個人情報利用及び第三者提供につきまして迅速に対応できるよう、福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例につきまして所要の改正を行うため、地方自治法第17

9条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、福島県人事委員会勧告に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例につきまして、所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」でございますが、同じく福島県人事委員会勧告に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、所要の改正を行うため、前号同様に承認を求めるものでございます。

議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、福島県の通勤手当の支給限度基準額に準じて所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、低所得者等にかかる保険料の軽減の継続について、所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、低所得者の方や被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料の軽減の継続により、財源として基金の処分を行えるよう所要の改正を行うため、条例案を提出するものでございます。

議案第4号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について」でございますが、組織を構成する団体の解散による数の減少、また、市町村合併により市及び町村の構成が変わったことに伴い、現状に沿う内容とするため、規約変更について提出するものでございます。

議案第5号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ16億3,501万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,037万8,000円とするものでございます。

議案第6号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ33億4,271万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,233億4,135万5,000円とするものでございます。

議案第7号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,715万円とするものでございます。

議案第8号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,288億1,946万9,000円とするものでございます。

同意第1号「福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求める

ことについて」でございますが、副広域連合長の任期が満了していることから、副広域連合長の選任の同意を求めるものでございます。

同意第2号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期が満了することから、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

同意第3号「福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員の辞職に伴い、監査委員の選任の同意を求めるものでございます。

以上、議案14件についての提案理由の説明といたします。よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

(10) 一般質問

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第8、一般質問を行います。

順序に従いまして発言を許可します。

2番渡辺敬夫君。

2番（渡辺敬夫君） いわき市長の渡辺です。

まずは、瀬戸広域連合長におかれましては、制度の運営にあたり、構成市町村との連携を図りながら取り組んでおられますことに、改めて敬意を表します。

以下、3点について質問をさせていただきます。

昨年末、高齢者医療制度改革会議において、新たな高齢者医療制度の内容が示されましたが、その内容について全国知事会や政権与党である民主党などから異論の声が出ており、現在、当該制度の開始時期を含め制度の細部について、まだ調整されていない状況にあります。このような中、今後の高齢者医療制度の動きが不透明な中、本広域連合として、今後どのような点に配慮して制度を運営していかれるのかお尋ねいたします。

2点目として、この改革会議が出した新たな高齢者医療制度の内容については、市町村国保の財政運営が逼迫する中、都道府県レベルにおける財政運営など市町村国保の広域化の視点を含んでいる点については、市町村の立場としては一定の評価をしているところでありますが、本広域連合の立場として、新たな制度の内容についてどのように評価しているのかお尋ねいたします。

最後に、このような情勢において、先ほど広域連合長からお話のありましたとおり、私自身としても、現行の後期高齢者医療制度が続く限りは、財政運営を含めた制度運営をしっかりと行っていくことが、本広域連合に一番求められているものと考えております。制度発足から現在までの右肩上がりに被保険者数が増加し、それに比例するかのごとく歳出予算の大半を占める療養給付費が毎年増嵩し、今後の財政運営が危惧されるところであり、引き続き安定的な財政運営を図っていくため、どのような方針で取り組んでいくのかについてお尋ねいたします。

また、安定的な財政運営にも関係いたしますが、本広域連合において保険者機能の強化を図るため、「保険料の収納対策」、「高齢者の健康づくり」、「医療費の適正

化」を3本柱として事業展開を行っているとのことですが、それぞれの柱について、来年度以降どのような点に重点を置きながら事業を展開していくのかお伺いし、私の質問を終わります。

議長（田澤豊彦君） 広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 2番渡辺敬夫議員の質問にお答えいたします。

私からは、第1番目の質問についてお答えいたしたいと思います。

高齢者医療制度改革会議は、平成21年11月に発足後、昨年末に最終とりまとめを発表するまで14回開催し、精力的に議論を行ってきたものと考えておりますが、運営主体や費用負担の点においては、団体間の主張が異なる場面が見られました。

本改革会議の最終とりまとめは、現行の後期高齢者医療制度の被保険者を市町村国保と被用者保険に戻し、後期高齢者部分については都道府県単位の財政運営を、また市町村国保の現役世代部分についても、今後都道府県単位で行うことで環境を整備し、将来的には、すべての年齢層において運営主体を都道府県単位に移行し、安定的な財政運営を目指す方針でまとめられておるところでございます。

しかしながら会議の最終回におきまして、全国知事会では、市町村国保の構造的問題を議論しないまま都道府県に運営主体を移しても、何の問題の解決にもならないこと、今後も増高する医療費をだれがどのように負担するかという財源論について議論されていないことを主な理由として、この最終とりまとめに反対意見を表明しており、最終的には各種団体間の調整が不十分であった最終とりまとめであったと考えております。しかも、全国知事会の主張する将来の医療費の財源論、すなわち公費の拡充については、全国市長会、全国町村会をはじめ会議に参加しているほとんどの団体が国に求めており、国は、これに対する答えを明確にしないまま最終とりまとめとしたものでございます。

このような中、政府・与党においては、ようやく今年6月までに社会保障改革検討本部において、将来の社会保障財源をどのような税体系で支えていくかについての方針を示すと明示いたしました。その全体方針の下に、新たな医療保険制度に対する公費投入のあり方についても議論されるものと考えております。

なお、現在全国知事会においては、この政府・与党の議論を前提条件として「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場」において、市町村国保の構造的問題への対応などについて議論に応じる考えを示しており、これによって新たな医療保険制度の根幹部分について、関係機関の合意の下に、ようやく本格的に議論が行われる段階にたどり着いたものと認識しております。

さて、新たな医療保険制度につきましては、基本的には都道府県と市町村との共同運営で行っていくとの方針が示されましたが、広域連合自体にとりましては、現行制度の正確な廃止時期、あるいは現行制度における被保険者の所得更正等による保険料の賦課徴収や医療費の過誤調整などの事務を現在の広域連合がどの時期まで実施するのか、それとも新制度発足と同時に新たな運営機関にすべて引き継ぐこと

となるのかなど、今後の事務局体制のあり方を含め、これからの本広域連合の運営計画に大きく影響する内容が明確になっておられないことは、懸念すべきところでございます。

このような新たな移行に向けての情勢は、正に混とんとした状況ではございますが、本広域連合といたしましては、現行制度が廃止となるまでは、被保険者に対して決して不安を与えることのないよう、引き続き現行制度の安定的な運用に努めることが一番の責務であると考えております。そのうえで現行制度において、県単位で保険制度を運営している広域連合のノウハウを新たな運営主体に適切に継承するための準備を計画的に進めるとともに、本広域連合の今後の広域的な事業の展開が、新制度の運営においても大いに寄与するものであるとの観点に立ち、本広域連合といたしましては、新たな事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、この改革会議の最終とりまとめに対する評価について申し上げます。

先ほども評価の一端を述べましたが、この改革会議に対しましては、全国の広域連合長の集まりである全国後期高齢者医療広域連合協議会の会長が本改革会議の委員として参加するとともに、昨年11月には同協議会において「新制度移行後も継続する現行制度の給付事務等について、運営主体や運営方法を早急に明確にすること。また、その財源は国が責任を持って措置すること。あるいは現行制度の施行時の混乱を教訓にし、新制度の構築に当たっては十分な検討と周知を行い、国民をはじめ新制度に関わる地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得を得たうえで、持続可能な制度となるよう国として万全の策を講ずること」などを厚生労働大臣に要望してきたところでございます。

今回の最終とりまとめは、まだこれらの要望にこたえるものとはなっておりませんので、本広域連合といたしましては、今後の「社会保障改革検討本部」の議論の動向に注視するとともに、新制度が本当に高齢者や現役世代が、安心して医療を受けられる持続可能な保険制度となるよう、引き続き全国広域連合協議会を通して、国に対して求めてまいりたいと考えております。

次に、増嵩する療養給付費の対応について申し上げます。療養給付費につきましては、被保険者の増加、1人当たりの給付費の増加の要因により、今後とも毎年増加していくことが見込まれております。

本制度は、療養給付費の財源として、原則、国、県、市町村からの公費約5割、現役世代からの支援として約4割、被保険者の保険料約1割によって賄われております。どの団体においても財政情勢が逼迫する中、本制度への財源を確保することは極めて難しい厳しい状況になってきておりますが、広域連合としては今後とも、その財源が確実に確保できるよう関係機関に求めることはもちろんであります。医療費適正化事業など保険者としてできる事業には積極的に取り組み、今後も増嵩する療養給付費に対し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、このような保険者側の取り組みには限界がございますし、療養給付費の増加の問題は高齢者のみならず、すべての世代に係るものでございます。

病診連携、病病連携の強化など、患者さんに効率的な医療が提供できる本県の医療提供体制の整備が根本的な課題であると考えておりますので、この点についても今後、県に対し求めてまいりたいと考えております。

なお、療養給付費の現状や具体的な対応策、並びに保険者機能強化のための今後の重点事項につきましては、事務局長より答弁いたさせますので、ご了承願いたいと思います。

議長（田澤豊彦君） 事務局長。

事務局長（山内芳夫君） お答えいたします。

まず、財政運営に関しまして、運営上最も大きな比重を占めます療養給付費の状況についてでございます。制度発足当初の平成20年度の療養給付費は、月平均で見ますと159億円、21年度は168億円、22年度は11月までの実績ではありますが、176億円となっており、年々増加してきております。このように療養給付費の変動は、本広域連合の財政運営を大きく左右するものであり、療養給付費の動向につきましては、絶えず注視していく必要があるものと考えております。

増加の要因といたしましては、被保険者数の増加と1人当たりの給付費の増加の2つの要因がございますが、23年度におきましては、1人当たりの給付費を当初予算ベースで前年度補正予算後ベースより約3万円増の約79万2,000円と見込んでおります。今後も増え続ける療養給付費の対応といたしましては、被保険者につきましては75歳という年齢到達時に自動的に増えていきますが、1人当たりの給付費の伸びにつきましては、被保険者の医療機関への適正受診を呼びかけるとともに、特に療養給付費の中で調剤費の占める割合が増加しておりますことから、先発医薬品よりも安価なジェネリック医薬品の使用促進に力を入れているところであります。

このようなことから本広域連合におきましては、平成22年3月に被保険者が医師や薬剤師に対し、ジェネリック医薬品の希望の意思を伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カード」を作成し、全被保険者に配布したところでございます。また、昨年10月には、慢性疾患の薬を服用されている被保険者のうち、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担が月額200円以上安くなる被保険者約9,000人に対し「ジェネリック医薬品利用差額通知」の発送を行ったところでございます。この通知は今年3月にも実施することとしておりまして、現在、10月に送付した方々がどの程度ジェネリック医薬品に切り替えたかなど、調査分析を行っているところでございます。さらに、平成20年度より重複・頻回受診者への訪問指導を行い、適切な受診等についても指導を行っているところでございます。

次に、保険者機能強化のための事業等について申し上げます。まず、3本柱の1つであります「保険料の収納対策」でございますが、収納率につきましては、平成22年度におきましても、現在のところ21年度と同程度の数値が見込まれるところでございますが、更なる収納率向上のため、本広域連合におきましては収納対策

計画を作成し市町村に周知するとともに、収納率の低い市町村には県と一緒に訪問するなど、市町村に対し効果的な収納指導を行ってまいります。来年度におきましても、構成市町村や県との連携を深めながら、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に「高齢者の健康づくり」について申し上げます。まずは、その中心となる事業、健康診査事業についてでございますが、受診率につきましては、平成22年度におきましては、現時点のところ21年度並みか、それを下回る見込みとなっております。そのため来年度は、今まで入院中の者、糖尿病、高脂血症等の生活習慣病で通院中の者、かかりつけ医師により定期的を受診するよう指導された者を健診の除外対象者としておりましたが、その条件を撤廃し、希望する方はどなたでも健康診査を受診できる態勢といたしました。また、健診受診者からは受益者負担として自己負担1,000円をいただいておりますが、市町村においては自己負担額を補てんするところもございまして、被保険者の自己負担額が異なっていたことから公平性を確保するために、来年度からは自己負担をいただかないようにしたところでございます。さらに市町村にとりましては、受診者の増加により費用負担額が増えることから広域連合の負担割合を増やし、市町村の負担軽減を図ることとしたものでございます。

以上のように健康診査事業につきましては、来年度は種々の見直しを行うこととしており、これに加え、今まで以上に市町村と連携した広報活動に取り組むことによりまして、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、市町村が被保険者の健康づくりのために取り組む事業を広域連合が財政支援する長寿・健康増進事業につきましても、23年度におきましては、更に実施市町村の増加を図りながら、県内全域における事業の拡大に努めてまいりたいと考えております。

最後に「医療費の適正化」について申し上げます。まずはジェネリック医薬品使用促進事業は先ほど申し上げましたが、差額通知の効果分析結果を下に、来年度は送付対象者の拡大などを含め、検討してまいりたいと考えております。また、重複・頻回受診者訪問指導事業につきましては、22年度から24年度にかけて県内全域で実施するため、22年度より外部業者に委託し、22年度は浜通り、23年度は県中地区、24年度は県南、会津地区で実施することとしております。この訪問指導事業は、重複・頻回受診となっている被保険者に対し、看護師あるいは保健師の資格を持つ者が、1人につきまして2回訪問し、生活改善や受診等々について指導をしているところでございます。また、訪問事業の効果を図るため、訪問時の最後にアンケートをお渡ししておりますが、その中で一番役に立ったものとして、ジェネリック医薬品の活用指導との回答が最も多くなっております。被保険者には希望カードなど各種文書を送付しておりますが、文書だけではその趣旨が伝わらないこともあろうかと考えておりますので、今後の看護師、保健師の指導の中にジェネリック医薬品の活用を更に効果的に盛り込むことによって、きめ細やかな実施体制を築いてまいりたいと考えております。

以上、保険者機能強化のために本広域連合が今後取り組む事業の一端を申し上げましたが、今後も関係機関、団体との連携を強化しながら、より一層効果的な事業展開ができるよう努めてまいりたいと考えてございます。

議長（田澤豊彦君） これにて一般質問を終結します。

(11) 承認第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第9、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） それでは、お手元の方に配布になってございます定例会議案書と議案説明資料をご準備願いたいと思います。まず、議案書の1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、2ページに記載の「専決第3号 福島県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。内容につきましては2ページに記載してございますが、ただいま申し上げましたA4判横の議案説明資料、そちらの方で説明を申し上げたいと思います。

1ページをお開き願いたいと思います。

昨年、高齢者の所在不明問題により、国から後期高齢者の過去1年間の給付状況の照会がございました。当時の条例では開示に当たりまして、情報公開・個人情報保護審査会の意見を徴しなければ開示できないということになってございまして、そういったことから、今後も照会が予測されるというような状況もございまして、速やかに対応できますよう同審査会の同意を得まして、国の機関、独立行政法人等に提供する場合で、公益上の必要性、また相当の理由があると認められた場合を実施機関の利用及び実施機関以外に提供できるものとしたものでございます。併せまして、市町村や研究機関等から統計の作成や学術研究のための情報提供依頼が増加する見込みであることから、同時に追加したものでございます。また、個人情報の提供にありましては、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないことを明記したものでございます。

2ページにつきましては、新旧対照表ということでございます。

そういたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成22年10月1日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたしまして、承認を求めるものでございます。

以上が、承認第1号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第1号に対する質疑を終結し

ます。

これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第1号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案どおり承認されました。

(12) 承認第2号の説明、採決

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第10、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長(山内芳夫君) それでは、引き続きまして議案説明資料の方でご説明を申し上げたいと思います。議案書の3ページをお開き願います。

今回の専決でございますが、福島県の人事委員会勧告に準拠し改正するものでございまして、まず、主な内容の第1条でございますが、平成22年12月の期末・勤勉手当を合わせまして0.15月を引き下げまして年3.9月とし、また、55歳を超える職員で行政職6級以上の職員の給与月額を0.9%引き下げるものでありまして、いずれも平成22年12月1日より施行するものでございます。

次に、第2条関係でございますが、期末・勤勉手当の年間3.9月支給割合は変えずに、期末手当と勤勉手当の6月と12月の支給割合を変更するもので、23年4月1日より施行するものでございます。

その後の4ページから8ページまでは、新旧対照表になってございます。

そういったしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年12月1日付で専決処分をいたしましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第2号の説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(田澤豊彦君) それでは、承認第2号の質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって承認第2号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(「なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第2号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は、原案どおり承認されました。

(13) 承認第3号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第11、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） それでは、議案書の8ページをお開き願います。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、9ページに記載の「専決第5号 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。引き続き議案説明資料によりご説明いたします。9ページをお開き願いたいと思います。

承認第2号によりまして、55歳を超え6級以上の職員の給与月額が減額されたことから、同職員が介護休暇を取得した場合に減額される1時間当たりの給与額につきまして、改正後の額となるよう読み替えるための附則を追加するものであり、平成22年12月1日より施行するものでございます。

10ページは、新旧対照表でございます。

そういったしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年12月1日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

以上が承認第2号の説明でございます。よろしくお願ひします。

議長（田澤豊彦君） それでは、承認第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって承認第3号に対する質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

（「なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

承認第3号は、これを原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案どおり承認されました。

(14) 議案第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第12、議案第1号「福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第1号、福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。議案書につきましては、10ページから11ページまで記載しておりますが、引き続き議案説明資料によりご説明いたします。

11ページをお開き願いたいと思います。県職員に準じて定めている通勤手当の限度額につきまして、県の改正に伴い改正するものであります。交通機関等を利用する職員の上限を5万8,000円から6万1,000円に改正し、自動車等を利用する職員の上限を5万3,500円から4万3,100円に改正するものであり、それぞれ平成23年4月1日より施行するものでございます。

12ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第1号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第1号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第1号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決されました。

(15) 議案第2号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第13、議案第2号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の12ページをお開き願います。

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。議案書については、12ページから13ページに記載してございますが、引き続きまして議案説明資料により説明させていただきます。

13ページをお開きください。被用者保険の被扶養者だった者にかかる9割軽減、低所得者の8.5割軽減につきまして、平成22年度に引き続き23年度も継続するために、所要の改正をするものでございます。

14ページは、新旧対照表でございます。

以上が議案第2号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第2号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第2号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第2号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案どおり可決されました。

(16) 議案第3号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第14、議案第3号「福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の14ページをお開き願います。

福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書は、14から16ページとなっておりますが、引き続きまして議案説明資料により説明いたします。15ページをお開き願いたいと思います。

本基金につきましては、制度の円滑な施行を図るため、設置してございます。議案第2号で説明いたしました平成23年度も、保険料の軽減措置が継続されることに伴います、処分要件の変更を行うものであります。

そういたしまして、被用者保険の被扶養者であった者の均等割9割軽減と低所得者の均等割9割軽減と8.5割軽減、また、所得割の2分の1軽減のための財源として基金を取り崩すことができることとなります。

16ページは、新旧対照表でございます。

以上が、議案第3号の説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第3号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第3号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第3号は、これを原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決されました。

(17) 議案第4号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第15、議案第4号「福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書の16ページをお開き願います。

議案第4号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。引き続き議案説明資料でご説明いたします。

17ページをお開き願いたいと思います。

趣旨に記載のとおり、組合を組織する団体の解散に伴う団体数の減少及び組織する地方公共団体についての条文の整理や組合議会議員の定数等の変更などについて規約の変更をするものでございます。まずは、福島地方広域行政事務組合の解散に伴い、規約の別表1及び別表2より削除するものであります。

次に、組合を組織する地方公共団体について広域連合を加え、組合議会議員の定数につきましては、20人を16人に変更します。管理者及び副管理者の選任方法につきましては、管理者につきましては、町村長の互選。副管理者につきましては、市長の互選に変更するものでございます。また、退職手当支給事務に関する議決方法の特例についてであります。構成市町村の長及び議会議長であって、かつ組合議員である者の議員の過半数を含む出席議員の過半数により決するものとするものでございます。なお、施行日につきましては、知事の許可のあった日から施行し、規約の規定は平成23年6月1日から適用するものでございます。ただし、福島地方広域行政事務組合の解散に伴う規定は、平成23年4月1日から適用するものであります。

以上が、議案第5号の説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第4号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第4号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第4号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決されました。

(18) 議案第5号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第16、議案第5号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） それでは議案書につきましては、平成22年度一般会計並びに特別会計補正予算をご準備願いたいと思います。

まず、1ページの方をお開き願いたいと思います。

議案第5号、平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

予算書は、1ページから9ページまでの記載となっておりますが、説明の方は別のA4判の横になりますが、平成22年度補正予算説明資料、こちらの方で説明させていただきます。

説明資料の方の1ページをお開き願いたいと思います。今回の補正の主なものは、国の平成22年度補正予算におきまして、23年度も引き続き保険料の軽減等が措置されたことから補正増するもので、補正額は歳入歳出とも合計の欄に記載のとおり16億3,501万円を増額するものでございまして、補正後の額につきましては次ページになりますが、それぞれ計の欄ですが25億3,037万8,000円とするものでございます。

その内訳につきましては、1ページにお戻りいただきまして、まず、歳入の方ですが、第2款国庫支出金におきまして、備考欄記載の保険料不均一賦課負担金の減額66万2,000円は、均一保険料との差額分を国と県が2分の1ずつ負担する制度ですが、国庫負担金所要額が確定したことによるものでございます。

次に、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の16億3,633万4,000円ですが、議案第3号でご説明いたしました保険料軽減措置分でございます、臨時特例基金で受け入れるものでございます。

次に県支出金ですが、不均一賦課負担金の県負担の減額分でございます。

次に歳出の方ですが、総務費につきましては、臨時職員の雇用費、事務局の事務管理運営費の増減で2,000円を減額するものでございます。

次に3款民生費であります。歳入でもふれましたが、円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てるとともに、保険料不均一賦課負担金を特別会計へ繰り出すために同額を減額するものでございます。

以上が、議案第5号の説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第5号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第5号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。
議案第5号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決されました。

(19) 議案第6号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 日程第17、議案第6号「平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） それでは、平成22年度補正予算書の方をご覧いただきたいと思います。11ページでございます。

議案第6号、平成22年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。予算書は12ページから23ページまで記載してございますが、引き続きまして平成22年度補正予算説明資料により説明させていただきます。

説明資料の3ページをお開き願いたいと思います。今回の補正の主なものにつきましては、保険給付費が当初予算額を下回る見込みのための補正減でございます。歳入におきましては、右下の計にございますように33億4,271万6,000円を減額するものでございまして、次ページ4ページの右下の補正後の歳入の合計を2,233億4,135万5,000円とするものでございます。

次に、5ページをお開き願います。歳出でございます。右下合計に記載の補正額、次ページの補正後の歳出合計額、いずれも歳入と同額補正をするものでございます。

5ページでございますが、歳出の主な内容をご説明いたします。

まず総務費の関係ですが、電算処理委託費、細目でございますが、1,510万9,000円の減です。これは、当初では制度改革に伴うシステムの改修を想定して予算化しておりましたが、特段改正もなくシステム改修もなかったため、補正減をするものでございます。また、後期高齢者医療制度臨時特例基金事業ですが、新聞広告については制度の周知が図られ、制度自体も安定運営されていることから、当初の6社7段を予定しておりましたが、地元2社5段に削減し、経費の節減に努めたものでございます。

次に、そのわきの2款保険給付費でございますが、当初計画より低位に見込まれるということで、療養の給付費、記載のとおり33億6,352万円の減、療養費で1億6,457万4,000円の増となりますが、下段の小計の欄を見ていただきますと、保険給付費全体で35億6,850万3,000円の減額を行うものでございます。

3ページにお戻りいただきまして、歳入の主なものでございますが、まず市町村支出金におきましては、保険料等負担金で2億3,511万4,000円の減、これは被保険者数が当初見込みより少なかったことによるものや、1人当たりの所得額

の減等によるものでございます。

また、歳出でご説明いたしました保険給付費全体の減額によりまして、市町村定率負担金で3億4,398万1,000円の減、関連で国庫支出金でも国の定率負担金で10億3,194万1,000円の減、併せて県支出金におきましても、市町村負担金同額の減となるものでございます。

次に、中段、支払基金の交付金は現役世代の支援金ということですが、同様に保険給付費全体の減額によりまして、10億7,371万9,000円の減額になるものでございます。

以上が、議案第6号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第6号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第6号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第6号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決されました。

(20) 議案第7号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第18、議案第7号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 議案書につきましては、平成23年度一般会計並びに特別会計予算書を準備願いたいと思います。一般会計につきましては、1ページから13ページまで記載してございますが、別冊の平成23年度予算説明資料という資料がございますので、そちらの方で説明させていただきたいと思います。

2ページの方をお開き願いたいと思います。一般会計歳入歳出予算それぞれ計の欄でございますが、8億3,715万円と定めるものでございます。

歳入につきましてでございますが、まず、分担金及び負担金につきましては、7億7,019万2,000円、これは構成市町村からの共通経費負担金でございます。昨年度より3,070万8,000円抑制することができました。

次に、国庫支出金と県支出金それぞれ755万円、754万9,000円ですが、こちらは保険料不均一賦課負担金でございます。

1つ飛びまして繰越金でございます。4,887万2,000円でございますが、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございます。下段の方でございます。細目で主なものをご説明申し上げます。議会運営費の86万2,000円でございますが、議員16名の報酬等でございます。

次に、派遣職員人件費等ということで7,040万1,000円でございますが、事務局長、次長、総務課職員5名の計7名分の人件費の負担金などがございます。

次に、臨時職員雇用費657万3,000円でございますが、3名分の賃金等でございます。

次に、事務局管理運営費708万円でございますが、職員旅費、事務局運営にかかる役務費、委託料等でございます。

次に、情報公開等適正化事業24万5,000円は、委員5名の報酬等でございます。会計管理費は22万円、選挙管理委員会費5万2,000円は委員4名の報酬等でございます。監査委員費19万3,000円は、委員2名の報酬等でございます。

後期高齢者医療事業6億1,386万4,000円は特別会計への繰出金となっております。業務課の事務費等となっております。

次に、派遣職員人件費1億2,758万1,000円でございますが、業務課職員平成22年度同様16名分の人件費でございます。

次に、予備費として1,000万円を計上するものでございます。

以上が、議案第7号の説明でございます。どうぞご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第7号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第7号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第7号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決されました。

(21) 議案第8号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第19、議案第8号「平成23年度福島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

事務局より説明を求めます。事務局長。

事務局長（山内芳夫君） 平成23年度一般会計並びに特別会計予算書の15ページをお開き願いたいと思います。

まず第1条につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,288億1,94

6万9,000円と定めるものでございます。後ほど詳細をご説明いたします。

次に、第2条の一時借入金でございますが、最高額を180億円と定めるものでございます。

次に、第3条歳出予算の流用でございますが、第1号に記載のとおり、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合、同一款内で各項間の流用を認めることとするものでございます。

内容につきましては、議案書の16ページから31ページまでありますが、先ほどの平成23年度予算説明資料の方でご説明申し上げます。

3ページの方をお開き願いたいと思います。特別会計の歳入について、款、項、目、節として記載してございます。

次に、4ページをお開き願います。こちらは特別会計の歳出について、細目ごとに記載してございます。

5ページをお開き願います。特別会計における財政の概要でございますが、文字が小さくて見えにくいので、本日お配りいたしましたA3判の横の説明資料、カラーコピーになっている資料でご説明を申し上げたいと思います。まず歳入歳出、記載のとおり、先ほど申し上げましたが、それぞれ2,288億1,946万9,000円で、2か年の財政計画の最終年度の予算でございます。前年度当初予算額より約82億4,000万円の増となっております。これは、被保険者の増に伴う保険給付の増等の影響等を勘案したものでございます。

右の方の歳出についてご説明を申し上げます。保険給付費ということで棒グラフの青のところでございますが、2,255億9,860万8,000円ということで、歳出全体の98.6%を占めてございます。主なものをご説明申し上げたいと思います。

そのわきの右上の四角で囲んだ中味を説明します。まず、保険給付費の中の一番上に記載してありますが、療養給付費につきましては2,159億1,742万6,000円でございます。その下に訪問看護療養費、特別療養費、移送費は、記載のとおりでございます。

次に、審査支払手数料6億1,669万5,000円でございますが、レセプトの内容を審査する委託手数料でございます。

次に、その下でございますが、高額療養費75億8,817万4,000円につきましては、被保険者の1か月に支払った医療費が負担限度額を超えた場合に現金支給する費用であります。

次の高額介護合算療養費1億8,841万4,000円は、介護保険サービスも受けている方で両方の自己負担額の1年間の合計が、一定の限度額を超えた場合に支給する費用でございます。

その下の葬祭費8億960万円につきましては、お1人につきまして5万円を給付する費用でございます。

その下のその他の支出という中味ですけれども、まず、県の財政安定化基金拠出

金2億2,586万5,000円は、保険料未納や給付費の増などのリスクに対応するため、国、県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、県に基金を設置しているもので、保険料上昇抑制の財源になるものでもございます。

次に、特別高額医療費共同事業拠出金等4,042万7,000円でございますが、レセプト1件当たり400万円を超える著しく高額な医療費を各広域連合が共同で支えるための拠出金でございます。

次に保健事業費でございますが、3億9,411万3,000円でございますが、市町村に委託して健康診査事業を実施する費用でございます。

次に総務費でございますが、7億1,185万4,000円は、一般管理費、電算処理委託費でございます。

次に諸支出金3億7,484万2,000円は、療養給付費市町村負担償還金や保険料の還付金等でございます。なった場合、市町村に広域連合から送金する中身でございます。

次に予備費といたしまして14億7,375万9,000円を見込むものでございます。次に、そのための財源措置でございます。左側の歳入をご覧いただければと思います。まずは、一番上の黄色の部分でございますが、国の普通調整交付金215億6,240万円でございます。これは広域連合間の被保険者にかかる所得格差による財政力の不均衡を調整して交付されるもので、全国を1とした場合、本県の所得係数は0.66でありまして、保険料の所得割分の補填となるものでございます。次に、定率国庫負担539億7,179万5,000円、その下の定率県負担、市町村負担は、同額の179億9,059万9,000円は、現役並み所得者を除く療養給付等に対する国が12分の3、県が12分の1、市町村12分の1の負担額でございます。

次に、支払基金交付金931億3,582万2,000円ですが、こちらは支払基金が各保険者から後期高齢者支援金として徴収し各広域連合へ交付するもので、現役世代からの支援金、全体の4割分でございます。

次に、保険料127億658万3,000円でございます。こちらは市町村が徴収し、広域連合に保険料等負担金として納付するものでございます。次に、棒の中、真ん中のちょっと赤っぽい公費補填という部分を見ていただければと思うんですけども、この部分で保険基盤安定負担金41億5,562万8,000円は、低所得者の保険料軽減分として市町村は4分の1、県は4分の3負担するものでございます。また、不均一保険料の国・県負担分1,509万8,000円、保険料軽減分への臨時特例基金繰入金16億4,683万4,000円でございます。

次に、高齢者医療に対する支援のうち、高額医療費負担金13億4,343万4,000円につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える高額な医療に対し、国と県が4分の1ずつ負担するもの、また、特別高額医療費共同事業4,025万5,000円は、歳出で説明いたしました共同事業の財政調整額でございます。

次に、剰余金28億9,735万2,000円ですが、棒グラフの中の数字ですが、

22年繰越金でありまして、給付費の突発的な増加等に対応するための財源となるものでございます。

次に、その他の収入13億6,307万円につきましては、健康診査事業又は一般会計からの事務費等繰入金でございます。

以上が、議案第8号の説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） それでは、議案第8号の質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって議案第8号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（「討論なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） なければ、これをもって討論を終結し、採決します。

議案第8号は、これを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案どおり可決されました。

(22) 同意第1号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第20、「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」を議題とします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 日程第20、「同意第1号、福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」でございますが、前任の古川道郎副広域連合長の任期が満了し、現在、空席となっておりますことから、引き続き古川道郎氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） これより「同意第1号 福島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、これより採決を行います。

お諮りします。

同意第1号、古川道郎君の副広域連合長選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号、古川道郎君の副広域連合長選任に同意することに決まら

た。

(23) 同意第2号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第21、「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題とします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、識見を有するものから選出の監査委員でございます。識見を有するものから選出の新保勝也監査委員の任期が、平成23年3月31日で満了することから、後任といたしまして阿部昌志氏を適任と認め、選任を行うものであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） これより「同意第2号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りします。

同意第2号、阿部昌志君の監査委員選任に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号、阿部昌志君の監査委員選任に同意することに決しました。

(24) 同意第3号の説明、採決

議長（田澤豊彦君） 次に、日程第22、「同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を議題とします。

広域連合長より説明を求めます。広域連合長。

広域連合長（瀬戸孝則君） 「同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」でございますが、広域連合協議会議員から選出の監査委員でございます。協議会議員から選出の山口耕治監査委員より辞職願が提出されたことから、後任といたしまして平田武氏を適任と認め、選任を行うものでございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（田澤豊彦君） これより「同意第3号 福島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（田澤豊彦君） ご異議なしと認めます。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定により除斥の必要がありま

すので、平田武君の退場を求めます。

(平田武議員 退場)

議長(田澤豊彦君) これより採決を行います。

お諮りします。

同意第3号、平田武君の監査委員選任に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号、平田武君の監査委員選任に同意することに決しました。

平田武君の入場を求めます。

(平田武議員入場・着席)

(25) 選挙管理委員及び補充員の選挙

議長(田澤豊彦君) 次に、日程第23、「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

それでは、指名します。

選挙管理委員には、お手もとに配布しております名簿のとおり議長より指名します。

齋藤廣君、朝倉久勝君、小野光一君、後藤朋一君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました齋藤廣君、朝倉久勝君、小野光一君、後藤朋一君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、お手もとに配布しております名簿のとおり、議長より指名します。

小林康男君、高橋十河君、佐藤視君、佐藤美一君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(田澤豊彦君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました小林康男君、高橋十河君、佐藤視君、佐藤美一君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

なお、補充につきましては、齋藤廣君の補充は小林康男君、朝倉久勝君の補充は高橋十河君、小野光一君の補充は佐藤視君、後藤朋一君の補充は佐藤美一君とし、これにより難い場合は、指名の順とします。

(26) 閉会及び閉議の宣告

議長(田澤豊彦君) これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じ、平成23年第1回福島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後4時30分)